

■建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に関する申請手数料(長崎県)

認定手数料は、住宅部分(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段、その他の人の居住の用に供する建築物の部分)、非住宅部分及び評価手法の区別で、以下のとおりです。

R7.4.1

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(性能向上計画認定)

① 一戸建て住宅の場合(注1)

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
戸建	200未満	4,000	15,000	22,000	30,000
	200以上	4,000	16,000	24,000	33,000

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数は④による。

※1: 判定機関等・・・住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)

※2: 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合(注2)

	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
共同	300未満	8,000	29,000	45,000	61,000
	300以上 2000未満	17,000	50,000	76,000	102,000
	2000以上 5000未満	39,000	91,000	132,000	174,000
	5000以上	71,000	138,000	193,000	249,000

注2) 戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価方法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

※3: 共同住宅等・・・一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※4: 複合建築物・・・共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

延べ面積 (㎡)	・判定機関等の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付なし	
		簡易な評価方法	標準入力法 主要室入力法
300未満	8,000	77,000	202,000
300以上 1000未満	14,000	98,000	253,000
1000以上 2000未満	23,000	129,000	326,000
2000以上 5000未満	71,000	209,000	466,000
5000以上 10000未満	112,000	273,000	574,000
10000以上 25000未満	142,000	329,000	679,000
25000以上	178,000	386,000	774,000

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体的場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

⑤ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

2. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定(性能向上計画変更認定)

① 一戸建て住宅の場合(注1)

		計画の変更申請			
戸建	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
	200未満	2,000	7,500	11,000	15,000
	200以上	2,000	8,000	12,000	16,500

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。
※1: 判定機関等・・・住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)
※2: 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合(注2)

		計画の変更申請			
共同	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
	300未満	4,000	14,500	22,500	30,500
	300以上 2000未満	8,500	25,000	38,000	51,000
	2000以上 5000未満	19,500	45,500	66,000	87,000
	5000以上	35,500	69,000	96,500	124,500

注2) 戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価方法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。
※3: 共同住宅等・・・一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)
※4: 複合建築物・・・共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

		計画の変更申請		
延べ面積 (㎡)		・判定機関等の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付なし	
			簡易な評価方法	標準入力法 主要室入力法
300未満		4,000	38,500	101,000
300以上 1000未満		7,000	49,000	126,500
1000以上 2000未満		11,500	64,500	163,000
2000以上 5000未満		35,500	104,500	233,000
5000以上 10000未満		56,000	136,500	287,000
10000以上 25000未満		71,000	164,500	339,500
25000以上		89,000	193,000	387,000

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。